

# 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2弾）

## 【申請受付要項】

### 【受付期間】

令和2年12月18日（金曜日）から令和3年1月26日（火曜日）まで

### 【受付方法】

#### 1 申請書類の提出 別表1

申請書類の提出は、郵送のみ受付しています。提出の際は、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法でお願いします。（持参による申請は受付しておりません。）

※1月26日（火曜日）の当日消印有効です。期限を過ぎた申請は、受付できませんので十分ご注意ください。

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※「協力金（第2弾）申請書在中」と朱書きしてください。

※オンラインによる申請受け付けは行っておりません。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

#### <宛先>

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県庁 新型コロナウイルス協力金（第2弾）受付係 宛

#### 2 申請に必要な書類の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・岐阜県庁のウェブサイトからダウンロード

(<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/117190.html>)

- ・対象地域を所管する県事務所の振興防災課（総合庁舎内）
- ・対象市町村役場の所定の窓口 別表2

### 【お問合せ先】

○岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2弾）の専用相談窓口  
（コールセンター）

電話番号：058-272-8192

受付時間：9時00分～17時00分

（当面の間、土日祝日も開設しています。）

# 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2弾） 申請受付要項

令和2年12月18日

## 協力金概要

### ■趣旨

日々感染拡大している新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、県の要請に応じて対象期間中の全ての期間、営業時間の短縮に全面的にご協力いただける事業者に対して、協力金を支給いたします。（時間短縮に対する補償金として支給するものではありません。）

### ■支給額

1店舗あたり100万円

## 申請要件

本協力金の申請にあたっては、次の要件全てに該当する必要があります。

○店舗が酒類の提供を行う飲食店（酒類の提供を行う、カラオケ店やライブハウス等を含む）であること。

※食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている店舗のうち酒類の提供を行う店舗であること。また、その他の業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していること。

※営業時間短縮要請前から継続して午後9時から午前5時までの時間帯に営業を行っている酒類の提供を行う飲食店（酒類の提供を行うカラオケ店やライブハウス等を含む）であること。

○岐阜県の営業時間短縮要請期間（令和2年12月18日（金）21：00から令和3年1月11日（月・祝）24：00まで）において、営業時間の短縮要請に全面的にご協力いただいた事業者であること。

※全面的とは上記要請期間の全てにおいて、要請地域内の対象店舗の営業時間の短縮にご協力いただくことをいいます。なお、対象事業者が要請期間内において終日対象店舗を休業した場合も対象となります。

※営業時間の短縮要請とは、「夜9時以降～翌朝5時までの休業を要請すること」を言います。ただし、令和3年1月11日（月・祝）は24時までの要請になります。

※岐阜県の営業時間短縮要請期間より前に開業しており、継続的に営業している実態が明らかに確認できる事業者であること。

※法人と個人を問わず、複数の者が重複して同じ店舗の申請をすることはできません。

○以下の市町村に所在する店舗の営業時間・営業内容等運営について決定権限を有する者であること。

<対象地域>

岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町、大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、関市、美濃加茂市、可児市、坂祝町、川辺町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、多治見市、瑞浪市、土岐市、中津川市、恵那市、飛騨市

○接待を伴う飲食店、カラオケ店、及びライブハウスについては、感染防止対策マニュアルを作成し、その確認を受けていること。

○暴力団、暴力団等の反社会的勢力に属する者及び代表者又は役員が暴力団等となっている法人でないこと、また、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。

## 申請手続

### ■申請受付期間

令和2年12月18日（金曜日）～令和3年1月26日（火曜日）

※1月26日（火曜日）の消印有効です。期限を過ぎた申請は受付できませんので、十分ご注意ください。

### ■申請方法

申請書類の提出は、郵送でのみ受付しています。

提出の際は、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法でお願いします。なお、持参による申請は受付していません。

#### <宛先>

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県庁 新型コロナウイルス協力金（第2弾）受付係 宛

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※「協力金（第2弾）申請書在中」と朱書きしてください。

※オンラインによる申請受け付けは行っていません。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

### ■申請に必要な書類

別表1に示す書類全てを添付し申請してください。なお、提出書類はA4サイズに統一してください。

※様式1～4は、ボールペンで記載してください。（修正液、修正テープ等での訂正は不可。消せるボールペンは使用不可）

※必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

※申請書類の返却はいたしません。

### ■申請書類の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・岐阜県庁のウェブサイトからダウンロード
- ・対象地域を所管する県事務所の振興防災課（総合庁舎内）
- ・対象市町村役場の所定の窓口（別表2）

## 協力金の支給について

### ■協力金の支給

要請期間終了後、確認が取れた申請から順次支給します。

### ■支給決定に係る通知等

申請書類の審査の結果、本協力金を支給する旨の決定をしたときは、協力金のお支払いをもって通知に代えさせていただきます。(通知はしません。)

申請書類の審査の結果、本協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給決定通知を発送いたします。

### ■支給決定の取り消し

本協力金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本協力金の支給決定を取り消します。既に支給済みの場合、申請者は、協力金を返還のうえ、協力金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（協力金の額100万円に年率10.95%の割合で計算した額）を併せて納付していただきます。

## その他

### ■問い合わせ先

本協力金の申請等に関する質問は、以下の相談窓口にお問い合わせください。

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2弾）専用相談窓口（コールセンター）  
電話番号：058-272-8192  
受付時間：9時00分～17時00分（当面の間、土日祝日も開設しています。）

### ■営業時間短縮の中止について

申請後、対象期間内（令和2年12月18日（金）～令和3年1月11日（月・祝））の内にやむを得ず対象店舗の営業時間短縮を中止する場合は、必ず上記相談窓口にご連絡ください。

### ■不正等について

申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、協力金の支給を受けた事業者名、対象店舗などの情報を公表することがあります。

## 申請書類について

### 1 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2弾） 支給申請書（様式1）

- ※複数店舗を運営される事業者の方については、複数店舗分まとめて申請してください。
- ※振込先口座は必ず申請者名義の口座を指定してください。法人の場合は当該法人の口座に限ります。個人事業者の場合は当該個人の口座に限ります。
- ※2ページ目下段には、金融機関名、口座名義人、口座番号、支店名が分かるように通帳の写し（表紙をめくった見開きページ全体等）を貼付してください。
- ※チェックリストに全てチェックが入ったことを確認し、チェックリストも同封のうえ提出してください。

### 2 営業時間短縮等を実施した店舗（様式2）

- ※記載する店舗が、申請受付要項に記載の対象地域に所在していることが必要です。
- ※様式2は、1店舗につき1枚作成してください。複数の店舗を申請する場合は、必要に応じてこの様式をコピーして作成してください。
- ※時間短縮等の状況を記載の後、様式3（2枚目）に実施状況を証する写真等を貼付し、店舗ごとに作成してください。

### 3 申請する店舗ごとの直近1週間程度の外景・内景の写真及び店頭にて時間短縮等のお知らせを告知した写真（様式3の1枚目）

- ※外景写真は、店舗名や屋号等が分かる写真としてください。
- ※内景写真は、店舗内全体が分かる写真としてください。
- ※この様式は、店舗ごとに作成してください。なお必要に応じて様式をコピーして作成してください。

### 4 営業時間短縮、休業等の状況がわかる書類（様式3の2枚目）

- ※営業時間短縮前の写真を提出する場合は、通常営業時間が分かる写真としてください。（店頭看板、WEBサイト写し等）
- ※営業時間短縮後の写真は、時間短縮を告知したことが分かる写真としてください。（WEBサイト写し、営業時間短縮をお知らせするチラシ等）
- ※この様式は、店舗ごとに作成してください。なお必要に応じて様式をコピーして作成してください。

### 5 誓約書（様式4）

- ※誓約書の最下部にある所在地、申請事業者名、代表者役職・氏名欄は、必ず自署をお願いします。法人においてゴム印を使用する場合は、代表者印も併せて押印してください。

**6 営業活動を行っていることがわかる書類（次のいずれも必要）**

①直近の確定申告書（第一表、第二表）の写し  
（法人の場合は法人税申告書別表一（各事業年度の所得に係る申告書）の写し）

②直近の経理帳簿（現金出納簿等）（3か月程度）

※確定申告書は、税務署に提出した直近の確定申告書を提出してください。なお、税務署の受付印または税理士等の証明印があるものを提出してください。

※電子申告（e-Tax）で提出した場合は、申告通知の写しと受信通知の写し（電子申告申請等完了報告書）の2点を提出してください。

※新規開業のため決算期末到来で確定申告書の作成が無い場合は、個人においては開業届の写し、法人においては法人設立届の写しを提出してください。（いずれも税務署に提出したもの）

**7 酒類を提供していることがわかる書類（次のいずれも必要）**

①申請時点で使用しているメニュー表等の写し

②直近の仕入伝票等の写し（3か月程度）

※メニュー表は、酒類を提供していることが明瞭に分かるよう、その部分を含めて全体を撮影又はコピーのうえ提出してください。

※仕入伝票等は、酒類を継続的に仕入れていることが分かるように該当部分をコピーのうえ提出してください。

**8 業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることがわかる書類**

※営業自粛期間中に有効な飲食店営業許可書の写し、風俗営業の許可証の写し等営業に必要な許可書の写し等を提出してください。

**9 本人確認書類（個人の場合のみ提出）（いずれか一つ）**

- ・ 運転免許証の写し（申請者の住所と一致していること）
- ・ 健康保険証の写し（申請者の住所と一致していること）
- ・ パスポートの写し 等

※必ず申請者のものを提出してください。

※個人番号が記載されたものは、個人番号部分は消して提出してください。

**10 感染防止対策マニュアル（今回新たに作成する場合のみ）**

※接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウスに該当する場合のみ提出が必要です。

※様式2で、「今回提出します。」にチェックが入った事業者は同封でも、別途郵送いただいても構いません。

※既に感染症対策調整課に提出されている場合は提出の必要はありません。

※これらの書類は、A4サイズに統一してください。

また、すべての書類のコピーを取り、申請者控えとして保管してください。

別表 2

## 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2弾）市町村申請書配布窓口一覧

市町村名	申請書配布窓口	配布窓口開設時間（平日）	時間外対応	
			土日祝日	12/29～1/3
岐阜市	経済部労政・経営支援課	8：45～17：30	×	×
	北部事務所	8：45～17：30	×	×
	西部事務所	8：45～17：30	×	×
	南部東事務所	8：45～17：30	×	×
	東部事務所	8：45～17：30	×	×
	日光事務所	8：45～17：30	×	×
	南部西事務所	8：45～17：30	×	×
	柳津地域事務所	8：45～17：30	×	×
大垣市	経済部商工観光課	8：30～17：15	×	×
	上石津地域事務所	8：30～17：15	×	×
	墨俣地域事務所	8：30～17：15	×	×
多治見市	多治見市役所本庁舎 経済部産業観光課	9：00～17：00	×	×
	多治見市役所駅北庁舎 宿直室	9：00～17：00 (12/29～1/3のみ)	×	○
	多治見商工会議所	9：00～17：00	×	×
	笠原町商工会	9：00～17：00	×	×
関市	産業経済部商工課	8：30～17：15	12/19(土)及び 12/20(日)のみ○ (9:00～17:00)	×
中津川市	商工観光部商業振興課	8：30～17：15	×	×
	政策推進部政策推進課	8：30～17：15	×	×
	市民福祉部健康医療課	8：30～17：15	×	×
	山口総合事務所	8：30～17：15	×	×
	坂下総合事務所	8：30～17：15	×	×
	川上総合事務所	8：30～17：15	×	×
	加子母総合事務所	8：30～17：15	×	×
	付知総合事務所	8：30～17：15	×	×
	福岡総合事務所	8：30～17：15	×	×
	蛭川総合事務所	8：30～17：15	×	×
	苗木事務所	8：30～17：15	×	×
	坂本事務所	8：30～17：15	×	×
	落合事務所	8：30～17：15	×	×
	阿木事務所	8：30～17：15	×	×
神坂事務所	8：30～17：15	×	×	
瑞浪市	経済部商工課 ※各コミュニティセンターでも配布	8：30～17：15	×	×

市町村名	申請書配布窓口	配布窓口開設時間(平日)	時間外対応	
			土日祝日	12/29~1/3
羽島市	産業振興部商工観光課	8:30~17:15	○ (夜間休日窓口)	×
恵那市	商工観光部商工課	8:30~17:15	×	×
美濃加茂市	産業振興部産業振興課	8:30~17:15	○ (日直対応)	○ (日直対応)
土岐市	地域振興部産業振興課	8:30~17:15	○ (守衛対応)	○ (守衛対応)
各務原市	産業活力部商工振興課	8:30~17:15	×	×
可児市	観光経済部産業振興課	8:30~17:15	×	×
山県市	まちづくり・企業支援課	8:30~17:15	×	×
瑞穂市	穂積庁舎企画部市民協働安全課	8:30~17:15	×	×
	巢南庁舎商工農政観光課	8:30~17:15	×	×
飛騨市	商工観光部商工課	8:30~17:15	×	×
本巣市	本庁舎地域調整課	8:30~17:15	×	×
	根尾分庁舎総務産業課	8:30~17:15	×	×
	糸貫分庁舎産業経済課	8:30~17:15	×	×
	糸貫分庁舎地域調整課	8:30~17:15	×	×
	真正分庁舎地域調整課	8:30~17:15	×	×
海津市	産業経済部商工観光課	8:30~17:15	×	×
岐南町	住民経済教育部経済環境課	8:30~17:15	×	×
笠松町	企画環境経済部環境経済課	8:30~17:15	○	○
養老町	産業建設部企業誘致・商工観光課	8:30~17:15	土日のみ (祝日は×)	×
垂井町	産業課	8:30~18:15	○ (宿日直対応)	○ (宿日直対応)
関ヶ原町	地域振興課	8:30~17:15	×	×
神戸町	総務部総務課	8:30~17:15	○	○
輪之内町	産業課	8:30~19:00	○ (8:30~17:15)	×
安八町	総務課	8:30~17:15	×	×
北方町	総務課	8:30~17:15	○ (日直対応)	○ (日直対応)
坂祝町	企画課	8:30~17:15	×	×
川辺町	産業環境課	8:30~17:15	×	×
八百津町	地域振興課商工振興係	8:30~17:15	×	×
白川町	企画課商工観光係	8:30~17:15	○ (日直対応)	○ (日直対応)
東白川村	地域振興課	8:30~17:15	×	×
御嵩町	まちづくり課	8:30~17:15	○ (当直室(終日))	○ (当直室(終日))



岐阜県知事 様

## 誓約書

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第2弾)の交付申請にあたり、次のとおり誓約します。

<令和3年1月11日以前に申請される方のみ>

1. 申請書に記載の営業時間短縮を必ず実施します。

なお、様式2に記載した内容と実際の営業時間等が異なる場合は、岐阜県に事前に連絡します。

<以下、申請されるすべての方>

2. 令和2年12月18日(金)21時から令和3年1月11日(月・祝)24時までの全ての期間において営業時間の短縮等の取組みを実施しました。

3. 申請受付要項の内容を確認しており、申請書及び添付資料に記載した情報に偽りはありません。また、業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています。

4. 協力金(第2弾)の交付後に申請内容に虚偽等が判明した場合は協力金の返還に応じるとともに、加算金の支払に応じます。

5. 岐阜県から申請内容及び審査に関する検査・報告・是正のための依頼・措置の求めがあった場合は、これに応じます。

6. 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、岐阜県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団等が、申請事業者の経営に事実上参画していません。

7. 申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、協力金の支給を受けた事業者名、対象店舗等の情報が公表されることに同意します。

8. 申請書類に記載された情報は、行政機関(税務当局、警察署、保健所等)の求めに応じて提供することに同意します。

【署名欄】 署名年月日 年 月 日

所在地 \_\_\_\_\_

申請事業者名 \_\_\_\_\_

代表者役職・氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地	〒	
申請事業者名 (法人名または 個人事業者名) 押印：個人事業者 は自署なら不要。 法人は代表者印	フリガナ	
	名称	
	代表者役職	
	フリガナ	
	代表者氏名	印

## 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2弾）支給申請書

次のとおり岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

## 1 申請者

申請者の種別 (いずれか選択)	<input type="checkbox"/>	法人	法人番号 (13桁)																
	<input type="checkbox"/>	個人事業者	個人事業者の 自宅住所(上記 所在地と異なる 場合)(※1)	〒															
			生年月日 (西暦)																
担当者名及び 日中の 連絡先 (※2)	所属部署			フリガナ															
	連絡先		TEL/携帯番号 — —																

※1) 確認書類と同じ記載者本人の住所を記載ください。

※2) 法人及び個人事業主いずれも本申請に関して問合せ対応できる方をご記入ください。

## 2 協力金交付申請額（対象となるエリア内の申請店舗数）

店舗数  店 × 100万円 = 申請額  万円

※以下事務局確認欄のため記載不要

支給対象店舗数	店	交付決定額	万円
---------	---	-------	----

3 振込先（通帳等に記載のとおり正確に記入してください。）

金融機関名	銀行・金庫・組合・農協・漁協					
支店名	本店・支店・出張所・本所・支所 ※ゆうちょ銀行の場合は3桁の店番を記載					
預金種類 (該当に○)	1 普通	2 当座	3 納税準備	4 貯蓄		
口座番号						
(フリガナ) 口座名義人						

※口座番号が6桁以下の場合、始めに「0」を記載してください。

※必ず申請者名義の口座を指定してください。（申請者が法人の場合は当該法人、個人事業者の場合は当該個人の口座に限ります。）

下記に**通帳の写し（表紙をめくった見開きページ全体）**を貼り付けてください。

前回と同じ場合でも確認のため、お手数ですが添付ください。

通帳の写し貼付欄

## ○申請書類チェックリスト

- ・本チェックリストにて添付漏れ等無いか確認し、各項目をチェックしてから、本リストも申請書類とあわせて提出してください。
- ・前回申請された方も、迅速に審査する観点から添付書類の提出にご協力をお願いします。

下記の□の中にチェックを入れてください。

- 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2弾）支給申請書（様式1）
- 振込先口座と口座名義がわかる通帳等の写し
- 営業時間短縮等を実施した店舗（様式2）  
※要請対象エリアの店舗であることを確認しましたか？
- 申請する店舗ごとの直近1週間程度の外景（店舗名入り）・内景の写真及び店頭にて時間短縮等のお知らせを告知した写真（様式3）
- 様式3の写真以外に営業時間短縮休業等の状況がわかる書類（WEBサイトの写し、営業時間短縮をお知らせするチラシ等）
- 誓約書（様式4）
- 営業活動を行っていることがわかる書類（次のいずれも必要）
  - 確定申告書（第一表、第二表）の写し（押印等証明付きのもの）  
法人の場合は法人税申告書別表一（各事業年度の所得に係る申告書）の写し  
※新規開業のため決算期末到来で無い場合は、法人の場合は設立届、個人の場合は開業届の写し
  - 直近3カ月の経理帳簿（現金出納帳や売上帳簿）
- 酒類を提供していることがわかる書類（次のいずれも必要）
  - 申請時点で使用しているメニュー表の写し又は写真等
  - 直近3カ月の仕入伝票の写し等
- 業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることがわかる書類
- 本人確認書類（次のいずれか一つ）  
（免許証の写し、健康保険証の写し、パスポートの写し等）  
※個人番号が記載されたものは、個人番号部分を消して提出してください。
- 感染防止対策マニュアル（※新規作成する該当店舗のみ）

上記すべてにが入ったことを確認しました。

営業時間短縮等を実施した店舗

本表は、1店舗につき1枚作成してください。  
 複数店舗を有する場合は、必要店舗分をコピーして作成してください。

申請事業者名：

店舗名			時短/休業の別 (※3)
店舗の所在地	〒	市 町 番地 号	—
短縮等前の営業時間 (※1)	営業時間	時 分 ~ 時 分	—
営業時間 短縮等期間中 (短縮後)の営業時間 (※2)	営業時間	月 日 ~ 月 日 時 分	時短 / 休業
	営業時間	月 日 ~ 月 日 時 分	時短 / 休業
	営業時間	月 日 ~ 月 日 時 分	時短 / 休業
感染防止対策 マニュアル	当該店舗は、接待を伴う飲食店・カラオケ店・ライブハウスの店舗ですか？ <input type="checkbox"/> はい	左記に該当する場合、感染防止対策マニュアルを提出していただけますか？ ※次のいずれかにチェックを付けてください。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 今回提出します	

※1 店舗ごとに短縮等前の営業時間帯を記入ください。また、それを証明する資料を添付ください。

※2 店舗ごとに短縮等期間中の営業時間帯を記入ください。また、それを証明する資料を添付ください。

なお、1つの店舗が日により複数の時間短縮等を行った場合は2行目・3行目と順に記入してください。

※3 当該店舗の営業時間短縮または休業の区分のいずれかに○をつけてください。

様式3 (1枚目)

店舗名

※様式2の店舗名と記載を合わせてください。

**注意：この用紙に取れないように資料・写真等を糊付けして添付してください。**

**貼り切れない場合は必要に応じてコピーして作成してください。**

**複数店舗を有する場合は、店舗ごとそれぞれ作成してください。**

1 外景写真（屋号等わかるもの）

2 内景写真（内部全体がわかるように撮影したもの）

しっかり糊付けしてください。  
直近1週間程度のものを添付してください。

しっかり糊付けしてください。  
直近1週間程度のものを添付してください。

店舗名

※様式2の店舗名と記載を合わせてください。

**注意：この用紙に取れないように資料・写真等を糊付けして添付してください。**

**貼り切れない場合は必要に応じてコピーして作成してください。**

**複数店舗を有する場合は、店舗ごとそれぞれ作成してください。**

3 営業時間短縮前 (通常営業時間がわかる写真等)

4 営業時間短縮後 (告知がわかる写真等)

しっかり糊付けしてください。

直近1週間程度のものを添付してください。

しっかり糊付けしてください。

直近1週間程度のものを添付してください。

岐阜県知事 様

## 誓 約 書

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第2弾)の交付申請にあたり、次のとおり誓約します。

<令和3年1月11日以前に申請される方のみ>

1. 申請書に記載の営業時間短縮を必ず実施します。

なお、様式2に記載した内容と実際の営業時間等が異なる場合は、岐阜県に事前に連絡します。

<以下、申請されるすべての方>

2. 令和2年12月18日(金)21時から令和3年1月11日(月・祝)24時までの全ての期間において営業時間の短縮等の取組みを実施しました。
3. 申請受付要項の内容を確認しており、申請書及び添付資料に記載した情報に偽りはありません。また、業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています。
4. 協力金(第2弾)の交付後に申請内容に虚偽等が判明した場合は協力金の返還に応じるとともに、加算金の支払に応じます。
5. 岐阜県から申請内容及び審査に関する検査・報告・是正のための依頼・措置の求めがあった場合は、これに応じます。
6. 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、岐阜県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団等が、申請事業者の経営に事実上参画していません。
7. 申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、協力金の支給を受けた事業者名、対象店舗等の情報が公表されることに同意します。
8. 申請書類に記載された情報は、行政機関(税務当局、警察署、保健所等)の求めに応じて提供することに同意します。

【署名欄】 署名年月日 年 月 日

所在地 \_\_\_\_\_

申請事業者名 \_\_\_\_\_

代表者役職・氏名 \_\_\_\_\_



# 様式1 (表面)・記入例

## ①記入日

受付期間内の日付で申請書を作成した日にちを記入してください

① 年 月 日

岐阜県知事 様

所在地	〒
申請事業者名 (法人名または 個人事業者名)	フリガナ 名 称
押印：個人事業者 は自署なら不要。 法人は代表者印	代表者役職 フリガナ 代表者氏名

## ②所在地・申請事業者名

所在地は個人事業者の場合は事業所の住所を記入してください。申請事業者名は、法人の場合は法人名を、個人の場合は個人事業者名を記入してください。法人は代表者印を押印してください。

## 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 (第2弾)

次のとおり岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金で、関係書類を添えて申請します。

### 1 申請者

③ 申請者の種別 (いずれか選択)	<input type="checkbox"/> 法人	法人番号 (13桁)	
	<input type="checkbox"/> 個人事業者	個人事業者の 自宅住所(上記 所在地と異なる 場合)(※1)	〒
④ 担当 者 名 及 び 日 中 の 連 絡 先 (※2)	所属 部 署	フリガナ 氏 名	
	連絡先	TEL/携帯番号	

## ③法人番号

法人の場合はチェックの上、13桁の法人番号を必ず記入してください。

## ④個人事業者の自宅住所、生年月日

個人の場合で、上記住所と異なる場合はご自宅の住所を記入してください。生年月日は西暦で記入して下さい。

## ⑤担当者及び日中の連絡先

日中連絡が取れる方のお名前と電話番号を記入してください。

※1) 確認書類と同じ記載者本人の住所を記載ください。

※2) 法人及び個人事業主いずれも本申請に関して問合せ対応できる方を記入ください。

### 2 協力金交付申請額 (対象となるエリア内の申請店舗数)

⑥ 店舗数  店 × 100万円 = 申請額

## ⑥協力金交付申請額

申請される店舗数とそれに応じた申請額を記入して下さい。

※以下事務局確認欄のため記載不要

支給対象店舗数	店	交付決定額	万円
---------	---	-------	----

## 様式 1 (裏面)・記入例

### 3 振込先 (通帳等に記載のとおり正確に記入してください)

⑦

金融機関名		銀行・金融
支店名		本店・支店 ※ゆうちょ銀行の場合は3桁の店番を記載
預金種類 (該当に○)	1 普通	2 当座
	3 納税準備	4 貯蓄
口座番号		
(フリガナ) 口座名義人		

※口座番号が6桁以下の場合、始めに「0」を記載してください。

※必ず申請者名義の口座を指定してください。(申請者が法人の場合は当該法人、個人事業者の場合は当該個人の口座に限ります。)

### ⑦振込先

必ず申請者名義の口座を指定してください。

- ・法人の場合は、当該法人の口座に限ります。
- ・預金通帳等表紙裏面のカナ口座名義人を転記してください。
- ・ゆうちょ銀行の場合は3桁の店番を支店名欄に記入してください。

下記に通帳の写し(表紙をめくった見開きページ全体)を貼り付けてください。

⑧

前回と同じ場合でも確認のため、お手数ですが添付してください。

### ⑧通帳の写し貼り付け欄

必ず通帳等表紙の裏面(表紙をめくった見開きページ全体)をコピーの上、剥がれないようにのり等で添付してください。

通帳の写し貼付欄

## 様式1 (チェックリスト)・記入例

### ○申請書類チェックリスト

- ・本チェックリストにて添付漏れ等無いか確認し、各項目をチェックしてから、本リストも申請書類とあわせて提出してください。
- ・前回申請された方も、迅速に審査する観点から添付書類の提出にご協力をお願いします。

下記の□の中にチェックを入れてください。

- 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策
- 街込先口座と口座名義がわか
- 営業時間短縮等を実施した店  
※要請対象エリアの店舗である
- 申請する店舗ごとの通  
写真及び店頭にて
- 様式3の写し、営業時間  
(WE)サ、写真し、営業時間短縮
- 誓約書 (様式4)
- 営業活動を行っていることがわかる書類 (次のいずれも必要)
  - 確定申告書 (第一表、第二表) の写し (押印等証明付きのもの)  
法人の場合は法人税申告書別表一 (各事業年度の所得に係る申告書) の写し  
※新規開業のため決算期末到来で無い場合は、法人の場合は設立届、個人の  
場合は開業届の写し
  - 直近3カ月の経理帳簿 (現金出納帳や売上帳簿)
- 酒類を提供していることがわかる書類 (次のいずれも必要)
  - 申請時点で使用しているメニュー表の写し又は写真等
  - 直近3カ月の仕入伝票の写し等
- 業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることがわかる書類
- 本人確認書類 (次のいずれか一つ)  
(免許証の写し、健康保険証の写し、パスポートの写し等)  
※個人番号が記載されたものは、個人番号部分を消して提出してください。
- 感染防止対策マニュアル (※新規作成する該当店舗のみ)

### ⑨申請書類チェック表

必ず本申請書と一緒に同封の上提出してください。

・チェック欄すべてにチェックが入っているか、予め内容物をご確認ください。

・全て準備できたことが確認できましたら、最下欄の□にもチェックを入れてください。

・申請書類に不備がありますと、申請を受け付けられませんので、予めご了承ください。

⑨

上記すべてに☑が入ったことを確認しました。



# 様式3 (1枚目)・記入例

**⑮)店舗名**  
 様式2で記載した店舗ごと(1店舗につきそれぞれ)に店舗名を記入いただき、下欄に必要な写真を添付してください。  
 「外観写真」: 店舗名及び屋号等が明確に分かるように、できるだけ外観全体を含めて写真を撮ってください。  
 「内観写真」: 店舗内全体が含まれるように写真を撮ってください。

※様式2の店舗名

店舗名

注意: この用紙に取れないように資料・写真等を糊付けして添付してください。  
 貼り切れのない場合は必要に応じてコピーして作成してください。  
 複数店舗を有する場合は、店舗ごとそれぞれ作成してください。

1 外景写真(屋号等わかるもの)

2 内景写真(内部全体)

しっかり糊付けしてください。  
 直近1週間程度のを添付してください。

しっかり糊付けしてください。  
 直近1週間程度のを添付してください。

## 様式3 (2枚目)・記入例

⑬

店舗名

注意：この用紙に取れないように裏料・写真等を糊付けして添付してください。  
 貼り切れない場合は必要に応じてコピーして作成してください。  
 複数店舗を有する場合は、店舗ごとそれぞれ作成してください。

### ⑬ 店舗名

様式2及び様式3(1枚目)で記載した店舗ごと(1店舗につきそれぞれ)に店舗名を記入いただき、下欄に必要な資料(明確に分かるもの)を添付してください。

3 営業時間短縮前(通常営業時間がわかる写真等)

しっかり糊付けしてください。

直近1週間程度のことを添付してください。

4 営業時間短縮後(付

しっかり糊付けしてください。

直近1週間程度のことを添付してください。

「営業時間短縮前」：店頭看板や入口など、時間短縮前通常の営業時間がかかる資料等を添付してください。

「営業時間短縮後」：時短要請後の営業時間が分かる資料を添付してください。

様式3 (2枚目)

※様式2の店舗

# 様式4・記入例

様式4

岐阜県知事 様

## 誓約書

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第2弾)の交付申請にあたり、次のとおり誓約します。

<令和3年1月11日以前に申請される方のみ>

1. 申請書に記載の営業時間短縮を必ず実施します。  
なお、様式2に記載した内容と実際の営業時間等が異なる場合は、岐阜県に事前に連絡します。

<以下、申請されるすべての方>

2. 令和2年12月18日(金)21時から令和3年1月11日(月・祝)24時までの全ての期間において営業時間の短縮等の取組みを実施しました。
3. 申請受付要項の内容を確認しており、申請書及び添付資料に記載した情報に偽りはありません。また、業種に係る営業時間短縮等について、それを証明するものを添付しています。
4. 協力金(第2弾)の交付後に申請内容に虚偽等があった場合は、返還に応じるとともに、加算金の支払に応じます。
5. 岐阜県から申請内容及び審査に関する検査・調査等を行うための依頼・措置の求めがあった場合は、これに応じます。
6. 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他、岐阜県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団員、暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団等、暴力団員及び暴力団の経営に事実上参画していません。
7. 申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、交付金の支給を受けなかった事業者名、対象店舗等の情報が公表されることに同意します。
8. 申請書類に記載された情報は、行政機関(税務当局等)の調査等を行うために提供することに同意します。

### ⑰署名年月日

受付期間内の日付で誓約書を作成した日にちを記入してください。

### ⑱所在地

法人の場合は会社の所在地を、個人事業者の場合は自宅住所を記入してください。

### ⑲申請事業者名

法人の場合は、法人名を記入してください。個人事業者の場合は記入しないでください。

### ⑳代表者役職・氏名

個人事業者の場合は、個人事業者名を記入して下さい。

【署名欄】

⑰

署名年月日 年

⑱

所在地

⑲

申請事業者名

⑳

代表者役職・氏名